

◎ 新たな地域医療再生計画について

新たな地域医療再生臨時特例交付金の概要

- ・高度・専門医療機関の整備・拡充や、これらと連携する地域の医療機関の機能強化など、三次医療圏単位での医療提供体制の課題を解決するため、新たに「地域医療再生計画」を作成する。
(三次医療圏の数は52地域(北海道を除き都道府県単位))
- ・交付総額は2,100億円(15億円×52地域=780億円、加算額1,320億円)
※15億円を基本とするが、52地域のうち、高度・専門医療機能を担う医療機関の整備・拡充などを行う大規模事業のケースに加算(1地域に120億円が上限) → 但し、下記の条件が追加される。
 - ①基金交付額が50億円を超える場合で、2億円以上の基金が交付される医療機関は10%(岐阜県は病床非過剰地域のため5%)以上の病床削減を行う。
 - ②80億円を超える基金交付額を申請する場合は、病院の統合再編を行う。
- ・加算分については、施設整備、設備整備事業について、基金交付額に加え、都道府県経費、事業者負担等を上乘せした事業規模とすることが望ましい。
- ・23年6月に厚生労働省に計画を提出、交付金内示予定は8月。
→ 15億円以上の計画を提出する場合は、15億円の計画と2計画策定し提出する。
(加算が認められない場合があるため)
- ・事業期間 平成23年度～平成25年度

新たな地域医療再生計画策定の考え方(案)

基本方針

- ・「医療・福祉連携」と「医療・消防(救急)連携」を推進
- ・医療・福祉・消防(救急)の各分野の関係機関や人材が相互に連携、限りある資源や人材を活用し、県民の健康・生命を守る体制を構築
- ・現行の地域医療再生計画における拡充・発展すべき分野を充実

- ・上記基本方針に基づき、次頁の体系により地域医療再生計画を策定。
- ・計画は、45億円計画(基金ベース)と15億円計画(基金ベース)の2本を提出する。

| | | | | | |
|--------|--------|----------|-----------|---------|------|
| 【事業規模】 | 45億円計画 | 10,175.1 | 百万円(うち、基金 | 4,563.8 | 百万円) |
| | 15億円計画 | 5,962.0 | 百万円(うち、基金 | 1,500.0 | 百万円) |

- ・15億円計画は、45億円計画のうち、「医療・福祉の連携による小児医療、療育体制の整備」に絞った計画とし、さらに、各事業に充当する基金の額を減額して策定。
- ・15億円計画が採択された場合、「医療・福祉の連携による小児医療、療育体制の整備」以外の事業については、昨年度策定した従来の地域医療再生計画に極力反映して事業を実施することを検討する。
- ・その際、県内全域を対象としたソフト事業を優先的に反映する。

<優先順位の高いもの>

- ・認知症疾患医療センターの設置
- ・救急医療に従事する人材の育成・確保
- ・地域医療確保補助金(仮称)の創設
- ・認知症連携指導医の養成
- ・救急搬送・救急医療情報の広域化・最適化の促進
- ・がん情報センターの設置

新たな地域医療再生計画の施策体系(案)

I 医療・福祉の連携による小児医療、療育体制の整備

(1) 総合療育拠点の整備

- ・県立希望が丘学園を再整備し、訓練の充実や県内他機関への支援、発達障がい児の診療、相談などの機能を強化
- ・濃厚な医療的ケアを必要とする18歳未満の重症児に対応した障がい児の入院(入所)機能を県総合医療センターに整備

(3) 小児救急医療の充実

- ・県総合医療センターへの小児救命救急センターの設置
- ・PICU(小児集中治療室)の整備推進
- ・小児救急電話相談事業(#8000)の拡充

(2) 身近な地域における総合的な療育支援体制の充実

- ・入院治療から在宅療養へ移行する際の支援体制整備
- ・短期入所や一時預かりを実施する施設での施設整備への支援や従事者への研修を実施
- ・子どもの心の問題に対応する相談医を養成し、地域における関係機関による支援ネットワークを構築
- ・障がい児歯科診療体制の整備

II 医療・福祉の連携による認知症高齢者支援体制の整備

(1) 認知症疾患医療センターの整備

- ・認知症疾患医療センターを各圏域の治療の拠点として設置
- ・地域における認知症支援を推進する認知症連携指導医の養成

(2) 認知症者等に対する包括的ケア体制の整備

- ・有床診療所ネットワークの拡大と福祉施設との連携体制の構築
- ・訪問看護ステーションや老人福祉施設での看護人材の育成

III 医療・消防の連携による救急・災害医療体制の充実

(1) 救急搬送支援体制の充実

- ・圏域を越える救急搬送の調整、地域内での最適な受入の調整を行う「消防・医療連携情報センター」を設立
- ・救急医療機関間で救急患者情報を共有するシステムを整備
- ・救急隊員の人材育成

(2) 災害医療体制の充実

- ・災害拠点病院が行うヘリポートや設備整備への支援
- ・DMATの活動に必要な医師搬送用自動車や資機材整備への支援

IV 現在の地域医療再生計画の拡張、発展

(1) 医療人材確保対策

- ・市町村が主体的に行う地域医療確保策に対する支援
- ・看護人材の養成と確保対策の充実

(2) がん対策

- ・がん情報センターの設置、運営
- ・がん診療連携拠点病院への設備整備支援

総合療育拠点整備の考え方(案)

| 県立希望が丘学園の現状と課題 | | |
|----------------|--|--|
| 定員 | 入園 88名、通園 55名 | <ul style="list-style-type: none"> ・施設の老朽化、狭隘化による機能低下 ・医療機器の老朽化、不足、スタッフ確保 |
| 施設概況 | <ul style="list-style-type: none"> ・医療法に基づく病院であるとともに、児童福祉法に基づく肢体不自由児施設 ・鉄筋コンクリート2階 ・延床面積4,490㎡（特別支援学校貸与分含5,322㎡） ※昭和49年整備 | |
| 機能 | <ul style="list-style-type: none"> <診療科> ・整形外科、小児科、児童精神科、歯科 <主な機能> ・肢体不自由児の治療及び訓練 ・障がい児の短期入所 ・発達障がい児の診療、相談 | <ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケアの必要度の高い障がい児への対応が困難 ・周産期医療や小児救急医療との連携の強化 ・発達障がい児の診療、相談の増加への対応 |



地域医療再生計画に基づく、障がい児療育拠点の整備方針

- 県立希望が丘学園の再整備
 - ・施設の狭隘化の解消、医療設備や機器の拡充による診療機能等の強化、入所児の療育環境の向上。
 - ・同学園が中心的機能を担っている発達障がい児への支援の強化(診療、相談、訓練、研修機能等)。
- 県総合医療センターの機能拡充
 - ・高度専門的な医療的ケアを必要とする重症心身障がい児の入院(入所)機能を整備。
 - ・総合周産期母子医療センターや新たに整備する小児救命救急センター機能とあわせ、岐阜県の小児医療の拠点機能を集積。
- 関係機関との連携
 - ・上記の2機関に、長良医療センター(重症心身障害児施設)を含めた連携の下で県全体の療育拠点機能を担う体制を構築。

※県立療育拠点に整備する機能の詳細は、主要医療機関・障がい児施設の関係者及び利用者側の代表者からなる検討会において意見を伺ったうえで、具体的な方針を定める。